

(別紙)

平成29年度以降の格付における加点研修の取扱いについて

1 加点研修の種別

加点研修は、次のいずれかの分野に分類する。

- (1) 技術分野：建設工事の施工技術に関する研修、その他建設業者の技術者など実務従事者が受講するのが効果的な技術に係る研修
- (2) 経営分野：建設業の経営に関する研修、その他建設業者の経営幹部である常勤役員（個人にあっては、代表者。以下同じ。）が受講するのが効果的な経営分野等に係る研修
- (3) 人権・同和問題分野：人権問題や同和問題に関する研修、その他建設業者の経営幹部である常勤役員と実務従事者の両方が受講するのが効果的な人権・同和問題等に係る研修

2 加点研修の条件

加点研修は、次の条件を具備するものとする。

- (1) 次の両方の基準に適合する団体が開催すること。ただし、国及び地方公共団体が開催する研修は対象としない。
 - ①特定の建設業者に偏らないため、次のいずれにも該当する団体
 - ア 建設業者ではないこと。
 - イ 主として建設業者で組織する団体にあっては、鳥取県建設工事入札参加資格者が10者以上加入していること。
 - ②独立性と責任能力を有する、次のいずれかに該当する団体
 - ア 法人格を有する団体
 - イ 法人格はないが団体としての組織を有し、代表の方法、総会の運営、財産の管理など団体としての主要な点が確定しており、多数決による意思決定を行い、構成員が変わってもそれ自体は存続する団体
- (2) 研修の内容が次の基準に適合すること。
 - ①研修時間が2時間以上あること（他の研修分野と連続して行う場合は、その分野の研修だけで2時間以上あること）。
 - ②受講者が20名以上いること（日時や場所を変えて同一の分野で研修を行う場合は、その各研修ごとに20名以上いること）。
 - ③主として建設業者で組織する団体が開催する研修にあっては、当該団体を組織する建設業者の役職員を講師等としないこと。
- (3) 研修に関し次のような対応が行えること。
 - ①1の(1)の研修については、当該研修の受講が技術力の向上等に結び付く発注工種を明確にすること。
 - ②研修の効果を測定するため、終了後に受講者に対するテストを実施し、その結果を県土整備部長に報告すること。
 - ③県土整備部長において加点研修として決定された後、受講者に対して加点対象として認められたか否かを知らせること。
- (4) 次に掲げる期間中に開催すること。

当該加点研修を加点とする格付の日の属する年の前年及び前々年

3 加点予定研修の登録申請

(1) 申請書類

加点予定研修登録申請書（様式第1号）に、主として建設業者で組織する団体にあつては構成員一覧表（様式第2号）を添えて、県土整備部県土総務課に提出すること。

(2) 提出期間

研修を開催する年の前年の9月1日から10月31日まで（必着とする。）

(3) 提出方法

申請様式を鳥取県のホームページ（とりネット）に載せているので、当該申請様式をダウンロードし、当該様式に準じて申請書を作成すること。申請書は、郵送又は持参により提出すること。

4 加点予定研修の登録

3による申請のあった研修のうち、2の条件を具備すると見込まれるものは、加点予定研修として登録し、その旨を申請者に通知するとともに、登録された加点予定研修の一覧表を作成し、鳥取県のホームページに掲載する。

5 実績報告等

(1) 加点予定研修の開催団体は、研修終了日の属する年の翌年の1月末までに加点予定研修の結果を研修実績報告書（様式第3号）に次の資料を添付し、県土整備部長に報告すること。

①研修で使用したテキスト

②テスト問題と合格判定基準

③研修実施時の写真（参加者数が確認できるような研修写真）

(2) 報告方法は、3の(3)に準じた方法により行うとともに、受講者名簿の電子データを電子メール（送付先アドレス：kendosoumu@pref.tottori.jp）で送付すること。

(3) (1)により報告のあった加点予定研修のうち、2の条件を具備することが確認されたものは、加点研修として決定し、その旨を当該研修の開催団体に通知するとともに、加点研修の一覧表を作成し、鳥取県発注工事等の情報公開のホームページに掲載する。

6 格付加点の方法

(1) 5の(3)により決定された加点研修の受講者のうち、研修終了後のテストにより研修の効果があつたと認められた者（以下「対象受講者」という。）が当時所属していた有資格者に対して、受講者を会員等に限定した研修については1研修につき3点、限定しない研修については1研修につき4点をそれぞれの格付工種（当該研修の受講が技術力の向上等に結び付くとしてあらかじめ県土整備部長が認めた格付工種に限る。）に加点する。この場合において、同一の研修で2人以上の役職員が対象受講者となったときは、1の(1)の研修以外の研修については当該点数しか加点しないが、1の(1)の研修については当該点数の倍の点数を加点する。

(2) 加点対象となる対象受講者は、1の(2)にあつては、有資格建設業者の常勤役員、それ以外にあつては有資格建設業者に属する役職員とする。

(3) 加点研修に係る格付加点は、その役職員が1に分類する研修のそれぞれ1以上の研修で対象受講者となっている有資格建設業者に限り、発注工種ごとに30点を上限として行う。